

金 監 督 第 82 号
令和 5 年 1 月 20 日

自動車損害賠償責任保険審議会
会 長 藤 田 友 敬 殿

金融庁長官 中 島 淳 一

自動車損害賠償保障法第 33 条第 1 項後段及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1. 自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出にかかる基準料率を令和 5 年 4 月 1 日から使用することを可能にするため、損害保険料率算出団体に関する法律第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき、同法第 10 条の 4 第 1 項に規定する期間を短縮すること。
2. 自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
3. 自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 3 項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。
4. 自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 5 項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

令和5年1月20日

金融庁長官 中島 淳一 殿

自動車損害賠償責任保険審議会
会長 藤田 友敬

令和5年1月20日付金監督第82号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

1. 令和4年度料率検証の結果、責任保険の収支については、令和2年度時点での見通しに比べ、損害率等が良好に推移する等の状況にあるため、契約者間の公平を保ちつつ、これを速やかに保険料水準に反映させることが適当であると考えられる。よって、責任保険の基準料率については、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。

したがって、届出のあった基準料率を令和5年4月1日から使用することを可能とするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。

2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

[別 表]

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	31,920					
	自 家 用	11,530					
営 業 用 乗 用 自 動 車	A	78,100					
	B	62,500					
	C	48,060					
	D	32,960					
自 家 用 乗 用 自 動 車		11,500	17,650	23,690			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	24,100	42,610			
		最大積載量が2トン以下のもの	17,790	30,110			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	18,230	30,980			
		最大積載量が2トン以下のもの	16,900	28,370			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	15,830	26,240				
	自 家 用	12,850	20,340				
小 型 二 輪 自 動 車		7,010	8,760	10,490			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	11,440	17,540	23,520			
	検 査 対 象 外 車	7,100	8,920	10,710	12,470	14,200	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		6,970	8,700				
緊 急 自 動 車		6,350	7,470	8,570			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		9,570	13,850	18,040	22,150	26,180
	小 型 二 輪 自 動 車		6,890	8,530	10,140	11,720	13,270
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,890	8,530	10,140	11,720	13,270
		検 査 対 象 外 車	6,890	8,510	10,100	11,660	13,200
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゅ う 自 動 車		6,580	7,930			
	教 習 用 自 動 車		6,580	7,930			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,670	19,980		
		小 型 二 輪 自 動 車		8,280	11,290	14,230	
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,280	11,290		
検 査 対 象 外 車	8,280		11,270	14,200	17,070	19,890	
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,320	5,430				
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,320	5,430				
	検 査 対 象 外 車	5,340	5,450	5,560	5,660	5,770	
原 動 機 付 自 転 車		6,910	8,560	10,170	11,760	13,310	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	12,320					
	自 家 用	11,530					
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	15,860					
	個人タクシー	15,860					
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,450	7,660	8,850			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,810	18,290			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,380	15,450			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,810	18,290			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,380	15,450			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	7,420	9,580				
	自 家 用	7,390	9,530				
小 型 二 輪 自 動 車		5,830	6,440	7,030			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,230	7,220	8,190			
	検 査 対 象 外 車	5,580	5,920	6,250	6,580	6,900	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,390	5,560				
緊 急 自 動 車		5,410	5,600	5,790			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,470	5,730	5,980	6,230	6,480
	小 型 二 輪 自 動 車		5,450	5,680	5,900	6,130	6,350
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,450	5,680	5,900	6,130	6,350
		検 査 対 象 外 車	5,470	5,700	5,920	6,150	6,370
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		5,330	5,450			
	教 習 用 自 動 車		5,330	5,450			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,950	6,670		
		小 型 二 輪 自 動 車		5,370	5,530	5,680	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,370	5,530			
		検 査 対 象 外 車	5,350	5,470	5,590	5,700	5,820
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,320	5,430				
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,320	5,430				
	検 査 対 象 外 車	5,340	5,450	5,560	5,660	5,770	
原 動 機 付 自 転 車		5,410	5,590	5,760	5,930	6,100	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月 契 約 (円)	2 4 か月 契 約 (円)	3 6 か月 契 約 (円)	4 8 か月 契 約 (円)	6 0 か月 契 約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	23,470					
	自 家 用	11,530					
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	44,790					
	個人タクシー	32,960					
自 家 用 乗 用 自 動 車		7,610	9,960	12,260			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用						
	最大積載量が2トンを超えるもの	10,170	15,030				
	最大積載量が2トン以下のもの	10,170	15,030				
	自 家 用						
	最大積載量が2トンを超えるもの	10,170	15,030				
	最大積載量が2トン以下のもの	10,170	15,030				
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	8,220	11,170				
	自 家 用	8,190	11,120				
小 型 二 輪 自 動 車		5,390	5,560	5,730			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,610	9,960	12,260			
	検 査 対 象 外 車	5,420	5,610	5,790	5,970	6,150	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,790	6,360				
緊 急 自 動 車		6,300	7,360	8,400			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,370	7,500	8,620	9,710	10,780
	小 型 二 輪 自 動 車		5,390	5,560	5,730	5,900	6,070
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,450	5,680	5,900	6,130	6,350
		検 査 対 象 外 車	5,420	5,610	5,790	5,970	6,150
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゅ う 自 動 車		6,090	6,940			
	教 習 用 自 動 車		6,090	6,940			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,450	9,630		
		小 型 二 輪 自 動 車		7,140	9,020	10,870	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,140	9,020			
		検 査 対 象 外 車	7,160	9,040	10,890	12,700	14,480
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,320	5,430				
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,320	5,430				
	検 査 対 象 外 車	5,340	5,450	5,560	5,660	5,770	
原 動 機 付 自 転 車		5,410	5,590	5,760	5,930	6,100	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	12,320					
	自 家 用	11,530					
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	15,740					
	個人タクシー	15,740					
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,450	7,660	8,850			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	9,850	14,390			
		最大積載量が2トン以下のもの	9,600	13,900			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	9,850	14,390			
		最大積載量が2トン以下のもの	9,600	13,900			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	7,400	9,550				
	自 家 用	7,380	9,500				
小 型 二 輪 自 動 車		5,390	5,560	5,730			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,660	6,100	6,530			
	検 査 対 象 外 車	5,420	5,610	5,790	5,970	6,150	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,390	5,560				
緊 急 自 動 車		5,410	5,600	5,790			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,470	5,730	5,980	6,230	6,480
	小 型 二 輪 自 動 車		5,390	5,560	5,730	5,900	6,070
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,430	5,640	5,850	6,050	6,250
		検 査 対 象 外 車	5,420	5,600	5,780	5,960	6,140
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		5,330	5,450			
	教 習 用 自 動 車		5,330	5,450			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,560	5,900		
		小 型 二 輪 自 動 車		5,370	5,530	5,680	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,370	5,530			
		検 査 対 象 外 車	5,350	5,470	5,590	5,700	5,820
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,320	5,430				
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,320	5,430				
	検 査 対 象 外 車	5,340	5,450	5,560	5,660	5,770	
原 動 機 付 自 転 車		5,410	5,590	5,760	5,930	6,100	